次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第三

改正後				
基礎係数	1.0296			
	都道府県	病院	暫定調整係数	機能評価係数Ⅱ
30001～30412	（略）	（略）	（略）	（略）
30413	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
30414～31446	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第三

改正前				
基礎係数	1.0296			
	都道府県	病院	暫定調整係数	機能評価係数Ⅱ
30001～30412	（略）	（略）	（略）	（略）
30413	東京	医療法人社団明芳会新葛飾病院	0.0202	0.0447
30414～31446	（略）	（略）	（略）	（略）

○厚生労働省告示第二百十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年五月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～132　（略）

133　血管内手術用カテーテル

⑴～⑶　（略）

改正後		
⑷　下大静脈留置フィルターセット		
①　標準型		172,000円
②　特殊型		177,000円
⑸～㉒　（略）		
134～191　（略）		
Ⅲ～Ⅷ　（略）		
Ⅸ　経過措置		
⑴　（略）		
⑵　（略）		
（略）	（略）	（略）
129　補助人工心臓セット	平成28年４月１日から	152,000円
⑴　体外型	平成30年３月31日まで	
②　小児用		
ク　カニューレエクステンションセット		

改正前		
⑷　下大静脈留置フィルターセット		172,000円
⑸～㉒　（略）		
134～191　（略）		
Ⅲ～Ⅷ　（略）		
Ⅸ　経過措置		
⑴　（略）		
⑵　（略）		
（略）	（略）	（略）
129　補助人工心臓セット	平成28年４月１日から	152,000円
⑴　体外型	平成30年３月31日まで	
②　小児用		
ク　カニューレエクステンションセット		